



ゴルフ場利用約款

(約款の適用)

第1条 大浅間ゴルフクラブ（以下、施設および所有・運営会社を含めて「当クラブ」という）を利用される方（会員、非会員を問いません。）は、本約款および当クラブ会則、細則、規定等に従ってご利用いただきます。

(利用契約の成立)

第2条 当クラブでプレーしようとする方は、プレー当日までに本約款をご確認の上、フロントにおいて所定の用紙に必要事項を自署（住所・電話番号・生年月日を含む）していただくことにより、当クラブは、署名者の施設ご利用をお引き受けすることになります。

(利用の申込)

第3条 プレーの申込は、当クラブの規定に従って承ります。

(利用の拒絶)

第4条 当クラブは、次の場合には利用をお断りすることがあります。

1. 非会員については、会員の同伴、紹介等がないとき。
2. 満員で、スタート時刻に余裕がないとき。
3. 天災その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズするとき。
4. 利用者が公の秩序または善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。
5. 当クラブの利用に好ましくない、服装・ルール・マナー・エチケットおよび行為その他の理由があるとき。

(暴力団員等の入場、施設利用の拒否)

第5条 当クラブは、いわゆる暴力団と称される組織および暴力団の構成員と認められる者ならびに暴力団関係者の入場および施設利用を、固くお断りいたします。予約後認知したときはその契約を無効とし、施設の利用開始後認知したときは直ちに退場していただきます。

(休業日、開場時間)

第6条 当クラブの休業日と開場時間は、当クラブの定めるところによりますが、臨時に変更をすることがあります。

(利用継続の拒絶)

第7条 当クラブは、次の場合には利用の継続をお断りすることがあります。

1. 賭博その他風紀を乱す行為をしたとき。
2. 従業員またはキャディの指示、注意に従わないとき。
3. 天災その他やむを得ない事情により施設の利用ができないとき。
4. 技術が著しく未熟で、他人のプレーに迷惑となる恐れがあるとき。
5. その他この約款に違反したとき。

(自己都合によりプレーを中止したときの料金)

第8条 理由の如何を問わず、最初のホールのティショットを打ち終えた後のプレー中止については、別に定める料金の全額をお支払いいただきます。

(金銭その他貴重品)

第9条 金銭その他貴重品については、貴重品ロッカーまたはフロントにお預けください。預り証を紛失した場合は直ちに届け出てください。お預けのない限り責任は負いません。

(一般ロッカー)

第10条 一般ロッカーは、施錠式になっておりますが、盗難についての責任は負いかねますので、一般ロッカー内には貴重品や高価品を入れないようにしてください。

(携帯品の紛失、盗難等)

第11条 携帯品（ゴルフクラブ、キャディバッグ、その他の持ち物）や駐車場の自動車の盗難（車上盗難も含む）・紛失・損傷については、当クラブでは一切責任を負いませんので、自己責任で管理をお願いいたします。

(プレーヤーの危険防止責任とエチケット・マナーの厳守)

第12条 ゴルフは危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット・マナーを守り、スロープレーに陥らぬよう、またキャディのアドバイス如何にかかわらず自己の責任でプレーしていただきます。

万一、プレー中に他のプレーヤーを負傷させた場合、プレーヤー自身の責任において解決していただくこととなりますので、充分ご注意ください。

また特に次の事項を遵守してのプレーをお願いいたします。

1. ティグラウンドにおける素振り

素振りは、ティマーク内の打席または特に指定された場合以外ではしないでください。プレーヤーはみだりにティグラウンドに立ち入らないでください。

2. 飛距離の確認

後続組のプレーヤーは、キャディのアドバイス如何にかかわらず、自己の飛距離を自分で判断して、先行組に打ち込まないよう注意してください。

3. フォアキャディの合図

フォアキャディの合図は、先行組が通常第2打を打ち終り、通常の飛距離外に前進したと判断されるときに合図であり、合図があってもプレーヤーは自己の飛距離を自分で判断の上、プレーしてください。

4. 打者の前方に出ないこと

同伴プレーヤーは、打者の前方には絶対に出ないでください。

5. 隣接ホールへの打込み

隣接ホールへの打込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛方向について適切に判断の上、プレーしてください。

隣接ホールに打ち込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図をし、邪魔にならないよう配慮するとともに、自己の同伴プレーヤーにも充分気をつけてください。

6. 退避、退避場所

後続組に打球させるときは、先行組のプレーヤーは、後続組が打ち終わるまで安全な場所に退避してください。

7. ホールアウト後の退去

ホールアウトした場合は、直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対し安全な場所を通り、次のホールへ進んでください。

8. 雷鳴の場合

雷鳴があった場合には、直ちにプレーを中止し、退避所等安全と思われる場所に退避してください。

9. 乗用カートの使用

乗用カートの使用は、別に定める乗用カート使用上の注意事項を厳守してください。

10. 火気使用の禁止

当クラブでの火気使用は、所定場所以外は厳禁します。たばこは所定の場所以外は禁煙とし、吸殻は必ず火をよく消して灰皿にお入れください。また当クラブは、マッチの使用を禁止しております。

(違背の場合の責任)

第13条 利用者が本約款に違背し、第三者に傷害や損害等の事故を発生させた場合および、自ら傷害や損害等の被害を受けた場合は、当クラブは一切損害賠償等の責任を負いません。

(プレー終了後のクラブの確認)

第14条 利用者がプレーを終了した場合は、クラブを点検し、本数等に間違いがないか慎重に確認し、伝票に確認のサイン（自署）をしてください。確認後は、クラブの不足、毀損等について当クラブは責任を負いません。

(忘れ物)

第15条 忘れ物の保管期限は、発見日より3ヶ月間とし、その間に自己の所有物であることを証明されたときは、その方にお引き渡します。また保管期限を過ぎたものは当クラブで処分させていただきます。

(当クラブに損害を与えた場合)

第16条 利用者の故意または過失により、当クラブの従業員、施設または車両等に損害を与えた場合は、その損害額をお支払いいただきます。

(施設内への持込品)

第17条 当クラブに次のものを持ち込むことは、お断りします。

1. 銃砲刀剣類
2. 動物（ペット類）
3. 発火、爆発の恐れがあるもの。
4. 著しく悪臭を放つもの。
5. 騒音を発するもの。

(行為の禁止)

第18条 当クラブでの次の行為は、お断りします。

1. 利用者以外のコース内立入。（特に許可する場合は除きます。）
2. 賭博、その他風紀を乱す行為。
3. 当クラブが許可していない物品販売、宣伝広告等の行為。
4. 所定の場所以外での携帯電話の使用および喫煙。
5. 刺青・タトゥのある方・泥酔の方・他人に感染のおそれのある病気の方の入浴。
6. 他人に迷惑を及ぼし、または不快感を与える行為。
7. 過度の飲酒及び泥酔状態での利用。
8. その他当クラブが禁止を相当と判断した行為。

(会員の責任)

第19条 会員は同伴または紹介したゲストに本約款を遵守させるものといたします。

(個人情報の取扱)

第20条 当クラブが取得した利用者の個人情報については、大浅間ゴルフ株式会社の個人情報保護方針に則り、管理・利用します。

(その他)

第21条 その他本約款に定めのない事項は、ゴルフプレーの精神に則り、信義・誠実の原則に従って解決されるものといたします。

(利用約款の変更)

第22条 本約款は当クラブが必要を認めた場合は、変更いたします。

【付則】本約款は2021年7月4日から施行する。